

A I 利活用における民事責任の在り方に関する研究会の開催について

令和 7 年 8 月 1 9 日
経済産業省商務情報政策局
情報 経 済 課
情報産業課（A I 産業戦略室）

1. 趣旨

生成A I の登場以降、事業領域におけるA I サービスの利活用は年々拡大しており、近年では、A I を搭載したI o T製品やロボティクス等、高度な自律システムの開発及び社会実装も進みつつある。また、システムの高度化に伴い、開発や運用のための大規模かつ高品質なデータへのニーズが高まり、事業者間の垣根を超えたデータ連携による新たな付加価値の創出や社会課題の解決も期待されている。

このように、A I やデータの高度利用によってサイバー空間のみならずフィジカル空間への作用が増大しつつある中、政府は、A I がもたらす社会的リスクの低減を図るとともにA I のイノベーション及び活用を促すべく、非拘束的なソフトローによって目的達成に導くゴールベースの考え方で「A I 事業者ガイドライン」を取りまとめた。他方、リスクが顕在化し事故が発生した際の民事責任の在り方については、A I の自律性やブラックボックス性を踏まえてどのように解釈適用を行うべきか、裁判例や統一的な見解がなく、責任の所在が不明瞭であることがシステムの導入や開発を躊躇させる一因となっている。

以上を踏まえ、本研究会では、A I を用いたサービスやシステムが事故に寄与した仮想事例を題材に、不法行為法及び製造物責任法の観点から解釈適用上の論点及び考え方の整理を行う。本研究会での整理を通じ、事故発生時の責任論について予測可能性を高め、被害者や企業担当者、裁判官等の関係者に対し論点の所在及び考え方の指針を提供することで、迅速な事故処理や被害回復に資することを目指す。

2. 構成員

会議は、別紙に掲げる者をもって構成し、座長が主宰する。ただし、座長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。

3. 検討事項

会議の検討事項は以下の通りとする。

- ・ A I 利活用に伴う事故発生時の民事責任における論点や考え方の整理
- ・ 政府が公表している「A I 事業者ガイドライン」と民事責任との関係性

4. 庶務

研究会に係る事務は、経済産業省商務情報政策局情報経済課／情報産業課（A I 産業戦略室）において処理するものとする。

5. 公表等

議事録及び会議において配布された資料は原則として非公開とするが、座長の定めに応じて公表する。

6. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

A I 利活用における民事責任の在り方に関する研究会

構成員名簿

座長	大塚 直	早稲田大学法学学術院 教授
構成員	稲谷 龍彦	京都大学大学院法学研究科 教授
	江間 有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授
	柿沼 太一	S T O R I A 法律事務所 代表パートナー弁護士
	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	白石 友行	上智大学法学部 教授
	中原 太郎	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	橋本 佳幸	京都大学大学院法学研究科 教授
	福岡 真之介	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科 教授
オブザーバ	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局	
	法務省民事局	
	法務省大臣官房司法法制部	
	総務省情報流通行政局	
	消費者庁消費者安全課	
	A I セーフティ・インスティテュート (A I S I)	
	一般社団法人日本損害保険協会	
	一般社団法人日本ディープラーニング協会	
	日本弁護士連合会	